

空き家対策特別措置法施行!!

問題を先送りしていませんか?

レオパレス21
Special Event

倒壊のおそれなど
ある空き家は
強制撤去!?

勧告を受けた物件は
固定資産税の優遇を
受けられない!?

危険な空き家を
減税対象から除外!?

不動産経営者必見!!

空家問題・家族信託 セミナー

2015年7月12日 Sun.

受付/12:45~ 講演/13:00~14:30

相続対策と空家問題の解決手法『家族信託』! ~家族で行う新しい財産管理と承継手法とは~

2015年5月に「空家対策の推進に関する特別措置法案（空き家対策特別措置法）」が完全施行され、特定空家となると固定資産税が何倍にもなることから、実家・空家の問題が大きな注目を集めています。また2015年1月から相続税法が改正され、課税対象者が大幅に増え、相続対策や財産管理をどのようにするか、真剣に考える時が来ています。本セミナーでは、不動産相続対策と空き家問題を中心に、いま話題の「家族信託」を利用して、有効な財産管理や各種対策案を事例を交えて分かりやすく解説します。

【講師】プロサーチ株式会社 執行役員
一般社団法人家族信託普及協会 理事

荒井 英雄 氏

参加無料です。事前にご予約ください。

個別相談会同時開催

相続税・所得税などあらゆる税制のご相談や、賃貸住宅や高齢者施設、店舗、戸建住宅などの土地活用に関するご質問など、個別でお答えいたします。【事前予約制】

会場

ホテル
レオパレス名古屋

愛知県名古屋市千種区内山三丁目4-4

・名古屋駅より地下鉄東山線・桜通線
「今池」駅1番出口より徒歩4分
・駐車場の準備はございません。



いい部屋、増やしています。

レオパレス21

■お問い合わせ・お申し込み先

株式会社レオパレス21

名古屋支店 名古屋市千種区内山3-4-4 ホテルレオパレス名古屋3F

本社/東京都中野区本町2-54-11
宅地建物取引業者免許/国土交通大臣免許(10)第2846号
建築工事業者許可/国土交通大臣許可(特-25)第11502号

▼レオパレス21が分かる

<http://www.leopalace21.jp>

TEL 052-734-5000